

公 告

機契第 46 号

下記のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

令和6年6月4日

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 高杉 典弘

記

- 競争入札に付する事項
 - 契約件名 LED点灯制御装置(LZL-1)1式ほか1点製造
 - 契約内容 仕様書のとおり
 - 納入期限 令和7年1月31日
 - 納入場所 仕様書のとおり
 - 入札方法 電子調達システム(GEPS)の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。また、電子調達システムにより難い者は、紙入札参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。その他詳細については、入札説明書による。
- 競争に参加する者に必要な資格
 - 予算決算及び会計令第70条に該当しない者に限る。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約に必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。
 - 予算決算及び会計令第71条に該当しない者に限る。
 - 令和4・5・6年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。
 - 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
「物品の製造」の A, B, C又はD等級
- 証明書等の提出期限、提出方法(証明書等提出期限) 令和6年6月18日17時00分
(提出方法)
 - 電子調達システムにより入札参加する場合
以下の書類を電子調達システムにより提出すること。
 - 確認書(電子調達用)
 - 資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)
 - 紙入札により入札参加する場合
以下の書類を下記4の窓口へ直接提出又は郵送により提出すること。
(ただし、郵送の場合は配達証明が確認できるものでの郵送に限る)
 - 紙入札方式参加願(紙入札用)
 - 資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)
 - 証明書等の提出方法に関する共通事項
以下の書類を下記12の窓口へ提出すること。
 - 技術審査に必要な資料
- 契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係
03-3591-6361 (内線 2821)
- 入札説明書の交付期間、交付方法(入札説明書等の交付期間)
令和6年6月4日 から 令和6年6月18日 まで
(交付方法)
入札説明書等の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」からダウンロードすること。<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/nyusatsu/r4jippan.html>
また、郵送で交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する)並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して上記4の係に申し込むこと。
- 入札書等の提出期限 令和6年6月28日 17時00分
- 開札の日時場所 令和6年7月1日 11時00分 海上保安庁入札室
- 入札保証金および契約保証金 免除
- 入札の無効 本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び海上保安庁入札・見積者心得書その他に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 落札者の決定方法
 - 海上保安庁入札・見積者心得書による。
 - 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- 契約書作成の要否 要(ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある)
本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- 仕様に関する問い合わせ先 海上保安庁交通部整備課
03-3591-6361 (嶋田 内線6760)

以上公告する。

入札説明書

(最低価格落札方式)

契約番号：機契第 46 号

契約件名：LED点灯制御装置（LZL-1）1式ほか1点製造

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書
- 別冊 技術審査関係書類

入札説明書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和6年6月4日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘

2 調達内容

(1) 契約件名

LED点灯制御装置（LZL-1）1式ほか1点製造

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和7年1月31日

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁交通部整備課 嶋田

03-3591-6361

(内線6760)

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の製造」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 技術審査の対象であるため、証明書等の受領期限までに上記2（5）に技術審査に必要な書類を提出し、同審査に合格した者であること。
技術審査の内容にあつては、別冊技術審査関係資料に添付する「海上保安庁航路標識機器等技術調査願」を参照のこと。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和6年6月18日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
- ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)
- ・技術審査関係書類(提出先上記2(5))

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
- ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))
- ・技術審査関係書類(提出先上記2(5))

- (6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和6年6月21日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。
電子調達システムのURL及び問い合わせ先
政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683
- (2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先
東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係 山葉多 朋子
TEL03-3591-6361 内線 2821
- (3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間
令和6年6月4日 から 令和6年6月18日 まで
- (4) 入札書の提出期限
令和6年6月28日 17時00分
- (5) 入札書の提出方法
 - ① 電子調達システムによる場合
 - ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
 - イ 入札書等の記載事項
 - a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
 - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
 - c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証書を取得している者であること。)
 - ウ 入札書等の提出
 - a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
 - b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。
- ② 紙による入札の場合
 - ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。
 - イ 入札書等の記載事項
 - a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
 - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
 - c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
 - d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。

b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

ア 委任状が提出されていない代理人のした入札

イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

ウ 記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。

不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

- (7) 入札の延期等
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (8) 開札の日時及び場所
日時： 令和6年7月1日 11時00分
場所： 海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 落札者の決定方法
- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とする事があ

- ② 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札とするか否かを決定するものとする。
 - ③ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
 - ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
 - イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
 - ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
 - ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
 - ⑤ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、契約担当官等の行なう調査、事情聴取等に協力しなければならない。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
 - ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。
- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
 - ②広域・地域的停電
 - ③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(7) 支払条件は履行完了後、一括払いとする。

(8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

(9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(10) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

入札書

一金

ただし LED点灯制御装置 (LZL-1)1式ほか1点製造

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :

担当者 (会社名・部署名・氏名) :

連絡先 1 :

連絡先 2 :

(注) 1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

(機 46)

1. 発注件名 LED点灯制御装置 (LZL-1)1式ほか1点製造

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 LED点灯制御装置 (LZL-1)1式ほか1点製造

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :

担当者 (会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確認書

件名: LED点灯制御装置(LZL-1)1式ほか1点製造

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名:

電話番号:

メールアドレス:

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式3)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。)

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名：LED点灯制御装置（LZL-1）1式ほか1点製造」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。）
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

令和 6 年 度
機 契 第 4 6 号

物品製造請負契約書

物品製造請負契約書

収入
印紙

1. 契約件名 LED点灯制御装置 (LZL-1)1式ほか1点製造

2. 請負金額 金 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

内 訳

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	合 価	摘 要
別紙内訳のとおり						

3. 引渡期限 令和7年1月31日

4. 引渡場所 仕様書のとおり

5. 契約保証金 免除

上記物品の製造について、支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘 を発注者とし、
●● を受注者として、次の条件により請負契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の製造物品（以下「物品」という。）を引渡期限までに完成して、これを引渡場所において、発注者に引き渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈等)

第2条 仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において製造を行うものとする。

2 受注者は、発注者が必要と認めてその旨を指示したとき、製造工程表及び製造費内訳明細書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督の実施について必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 製造物件又は製造場所に搬入した検査済み製造材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第6条 削除

(再委託受託者に対する監督)

第7条 削除

(代理人等に関する措置要求)

第8条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等でこの契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、製造の施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(材料の検査等)

第10条 受注者の負担に属する製造材料は、発注者が特に指定したものを除き、その使用前に監督職員の検査を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者が検査を受けなかったとき又は検査に合格した材料以外の材料を使用したときは、使用後であっても、これを取り替えさせることができるものとする。

- 2 受注者は、材料検査の結果合格となった材料等と検査未済又は不合格となった材料等を仕分けその他の方法により区分する措置をとるとともに、不合格となった材料等を良品とすみやかに取り替えなければならない。
- 3 受注者は、材料検査に合格した材料等であって製造場所にあるものを監督職員の承諾を受けることなく、当該場所から持ち出してはならない。
- 4 受注者は、完成後外部から容易に見ることのできない部分の製造について、発注者が指示したときは、発注者又は監督職員の立ち会いのうえ施行するものとする。この場合において、受注者は、監督職員がやむを得ない理由により立ち会えない場合は、監督職員の指示により、施行を証明することができる見本、写真その他の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。
- 5 受注者が前項の規定に違反して施行したとき、受注者は、発注者又は監督職員が指示するときは、施行箇所の撤去、再施行等所要の措置をとらなければならない。

(官給品等)

- 第11条 発注者は、物品製造用として仕様書等に記載する官給品（貸与品を含む。以下「官給品等」という。）を、発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、官給品等の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。
- 2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで、官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により、弁償するものとする。
- 3 受注者は、官給品等を仕様書等に基づいて使用し、製造の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に返還しなければならない。

第12条 受注者は、指定品として仕様書等に記載する製造材料については、これら以外のものを使用することができないものとする。

(仕様書等に不適合の場合)

第13条 受注者は、製造の施行が仕様書等に適合しない場合において、監督職員が材料の取替え、施行箇所の撤去又は再施行等の指示をした場合には、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、請負金額の増額又は引渡期限の延伸を請求することはできないものとする。

(廃材等の処理)

- 第14条 受注者は、官給品等について廃材等を生じたときは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に引き渡さなければならない。
- 2 受注者は、前項の廃材等を、発注者が引き取るまでの間、無償で保管するものとする。

(行政庁に対する手続)

第15条 受注者は、物品又はその製造について、行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって当該行政庁に対する必要な手続きをするものとする。

(物価変動等による請負金額の変更)

第16条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、これを変更することができるものとする。

(製造の変更等)

第17条 発注者は、その都合により、製造内容を変更し、又は一時製造を中止し、若しくはこれを打切ることができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、製造費内訳明細書に記載する単価により、これによりがたいときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(引渡期限の変更等)

第18条 発注者は、その都合により引渡期限又は引渡場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(終了の通知及び検査)

第19条 受注者は、物品の製造終了予定日の5日までに、製造終了予定日を書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、製造終了予定日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査することができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査時期及び検査場所を受注者に通知するものとする。

4 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

5 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類又は物件の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

6 受注者は、検査職員から製造の重要な部分について完成後直接確認することができないものについて、当該部分の施行の状況を説明することができる見本、写真その他の資料の提示又は提出を求められた場合には、これに応ずるものとする。

7 受注者は、検査職員の指示に従い、物品の運転、操作その他検査に必要な作業をし、別に定めのあるものを除きその費用を負担するものとする。

8 物品が不合格となった場合において、その不合格部分の手直し期間は、発注者が指示する期間とし、その検査期間は、発注者が受注者から手直しを終了した旨の通知を受理した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

第20条 次に掲げる場合には、検査のため必要な限度において破壊検査を行うことがあるものとする。

- (1) 仕様書等に指定されているとき。
 - (2) 前条第6項の資料による確認ができなかったときその他製造の施行について疑うに足りる相当の理由があるとき。
 - (3) その他検査を行うため検査職員が特に必要があると認めるとき。
- 2 仕様書等に指定がある場合又は検査職員が必要があると認める場合には、理化学試験により検査を行うことがあるものとする。

(物品の引渡し)

第21条 受注者は、物品が第19条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを発注者に引渡すものとする。

- 2 受注者は、物品の引渡場所が第19条の規定による検査を行った場所以外の場所（以下「隔地」という。）である場合、引渡しのため物品を引渡場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を発注者があらかじめ指定する引渡場所の職員その他の責任者に通知するものとする。
- 3 受注者は、前項の場合において、隔地の引渡場所に物品が到着したときは、運送によって生じた事故の有無について、引渡場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置するものとする。
- 4 隔地の引渡場所における物品の引渡しは、前項の規定により当該責任者が証明のための調査を行い、異状のないことを確認したときに、完了するものとする。
- 5 物品の所有権は、その引渡しと同時に、受注者から発注者に移転するものとする。
- 6 物品の運送に使用した荷造材料等は、発注者の所得とする。
- 7 受注者は、第1項の場合において、発注者がその都合により受注者から引渡しを受けた物品を直ちに引き取ることができないときは、発注者が物品を引き取るまでの間、無償でこれを保管するものとし、その責めに帰すべき事由により物品の亡失、損傷に対し、発注者の損害を賠償するものとする。

第22条 発注者は、物品の一部が完成した場合においては、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

2 前3条の規定は、前項の検査及び引渡しについて準用する。

(請負代金の支払)

第23条 発注者は、第21条の規定により物品の引渡しを受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、請負代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(部分払)

第24条 削除

(遅延利息)

第25条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(引渡期限の延伸)

第26条 受注者は、所定の期限までに物品を引渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び引渡可能期日を明示して、発注者に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することができない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第27条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の引渡期間満了の日の翌日から物品引渡しの日までの日数に応じ、請負金額（第21条の規定により発注者が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する代金を控除した金額）の年3パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は、遅滞金に算入しない。

2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(臨機の措置)

第28条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認める場合には、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他の製造の施行上緊急に必要な事項については、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して請求金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

(危険負担)

第29条 物品の引渡し前に発注者の責めに帰することのできない事由により製造物品及び製造材料（以下「製造物品等」という。）について生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。

- 2 天災地変その他の不可抗力により製造物品等に損害を生じた場合において、その損害が重大であり、かつ、受注者が災害防止のため必要な臨機の措置をとる等善良な管理者の注意を怠らなかつたと認められるときは、その損害は、発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者受注者協議して定めるものとし、火災保険等その損害をてん補する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。
- 3 製造物品等を火災保険等に付している場合において、製造物品等に損害が生じたときは、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合であっても、その損害が当該保険によっててん補されるときは、てん補額を限度として、受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第30条 受注者は、物品の引渡しの日から1年（物品が発注者の建造する船舶に装備されるべきものである場合は、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年を経過する日までの間）以内に、その物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（物品を装備した船舶の配属先の管区海上保安本部長を含む。以下本条においても同じ）の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

- 2 前項の規定により契約不適合を修補する場合において、発注者の都合により受注者の工場で修補をすることができないときは、発注者受注者協議して、受注者の費用をもって、他の工場で修補をすることができるものとする。この場合において、受注者の負担する費用は、工場において、修補をした場合に要する費用に相当する額を限度とする。
- 3 第1項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第31条 下記各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者から解約の申出があつたとき（第33条の場合を除く）。
- 二 受注者が引渡期限までに物品の引渡しをしないとき又は引渡期限までに物品の引渡しをする見込みがないことが明らかとなるとき。
- 三 受注者が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
- 四 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
- 五 この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。

- 六 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明になったとき。
- 2 前項第1号から第6号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。
- 3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - 七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 4 前1項第1号から第5号及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することができない事由があるときは、この限りでない。

第32条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により製造の終了前に、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

- 2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

第33条 受注者は、第17条の規定による製造内容の変更のため請負金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による製造中止の期間が製造期間の1/2以上に達したときは、この契約を解除することができる。

第34条 前3条の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受注者が第24条の規定により、既済部分について代金の一部の支払を受けているときは、発注者に対し、その全部の金額を発注者の指定する期日までに返納しなければならない。

2 発注者は、既済部分の全部又は一部が発注者の利用に適するものであり、かつ、発注者において必要とするときは、製造費内訳明細書に記載した単価により算出した金額（これによりがたいときは発注者受注者協議して定めた額）の代価をもって、既済部分を取得できるものとする。

3 第19条、第21条、第23条及び第25条の規定は、前項の取得部分の検査、引渡し、代金の支払及び遅延利息について準用する。

（相殺等）

第35条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第25条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第36条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負金額（この契約締結後、請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（秘密の保全）

第37条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（紛争の解決）

第38条 この契約の履行について、発注者受注者間に紛議を生じたときは、発注者受注者協議して解決するものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和6年7月1日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘
受注者	住	所	
	氏	名	

交 整 仕 0631
令 和 6 年 5 月

LED 点灯制御装置(LZL-1)1 式ほか 1 点製造

仕 様 書

海 上 保 安 庁

1 総則

本仕様書は、海上保安庁（以下「当庁」という。）が調達する LED 点灯制御装置について適用する。

2 件名

LED 点灯制御装置(LZL-1)1 式ほか 1 点製造

3 品目、数量及び納入場所

別紙「納入内訳書」のとおり。

4 定格、各部の構成、各部の構造及び必要条件

交整仕 L-40 ・ LED 点灯制御装置 (LZL-1) 製造仕様書による。

5 納入期限

別紙「納入内訳書」のとおり。

6 検査・監督

納入に当たっては当庁職員の検査及び監督を受けること。

7 支払い

支払いは検査合格後一括払いとし、海上保安庁総務部長あて請求すること。

8 特記事項

- (1) 受注者は、契約後速やかに「納入物品価格内訳書」を 1 部提出すること。
- (2) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合、当庁監督職員と協議し指示に従うこと。
- (3) 航路標識の設置及び管理に関するガイドラインに基づき、回転式灯器の光度算出に必要な測定を行い、資料を提出すること。
- (4) 入札参加にあたり、別添「海上保安庁航路標識機器等技術調査願」を提出し、交通部整備課長の確認を受け、支出負担行為担当官の承認を得るものとする。
- (5) 梱包には、その内容を明らかにした内訳書を添付すること。

納入内訳書

管区	納入場所 ※	標識名	本 体										完成図書 (CD版)	納入期限	備 考	
			数 量	諸 元					(内 訳)							
				所要 電源 AC [V] [Hz]	レン ズ 等 級	灯 質	フ ィ ル タ	明 弧	LE D 光 源 ユ ニ ツ ト	電 源 制 御 盤	遮 光 装 置	接 続 ケ ー ブ ル				
三	横須賀(保)	神奈川県横須賀市田浦港町無番地	鋸崎灯台	1	100 50	二	AI FI (2+1) W G 30s	緑	207度から 75度まで	1	1	1	1	1	令和7年1月31日	
本庁	海上保安庁交通部整備課	東京都千代田区霞が関2-1-3												1	令和7年1月31日	
三	第三管区海上保安本部交通部整備課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57												1	令和7年1月31日	
			合 計	1						1	1	1	1	3		

※ 納入場所欄：(保)は、海上保安部交通課を示す。

交 整 仕 L - 4 0
令 和 6 年 5 月 制 定

LED点灯制御装置 (LZL-1)

製 造 仕 様 書

海上保安庁

1 概 説

1.1 用途

本装置は、等級レンズを有する灯台の光源として用いるもので、この光源(LED)は回転する閃光レンズ内に設置し、水平全方向でほぼ一定の光度を保ち、また LED を点灯させるための制御電源機能等を備えた航路標識用機器である。

1.2 仕様書等

(1) 関連仕様書

航路標識等機器共通仕様書(交整仕 G-7)

(2) 公の規格

日本産業規格(JIS)

電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)

日本電機工業会標準規格(JEM)

日本国内電気関係法令

2 品 名

LED 点灯制御装置(LZL-1)

3 構 成

本装置の構成は、次のとおりとする。

- ・ 本 体

4 定 格

4.1 所要電源

1φ AC100V(50Hz/60Hz)

4.2 光学的特性

LED 光源ユニットの光学的特性は表 1 の値を満たすこと。

表 1

全光束	33000 lm
光束/mm ²	49.8 lm/mm ²
色温度	5700 K±300 K

※ 光束/mm²は、光源の発光表面における単位面積当たりの光束を指す。
(換算値によるものとする。)

4.3 発光色

発光色は、JIS Z 8781-3 付属書付図 JA.2-XYZ 表色系における色度図において、表 2 の座標値の範囲内とする。

表 2

色 名	色 度 座 標	座 標 値				
		白	x	0.440	0.285	0.285
	y	0.382	0.264	0.332	0.440	0.382

5 各部の構成

5.1 本体

本体は、LED 光源ユニット、電源制御盤、遮光装置及び接続ケーブルにより構成され、系統図は図 1 に示すとおりである。

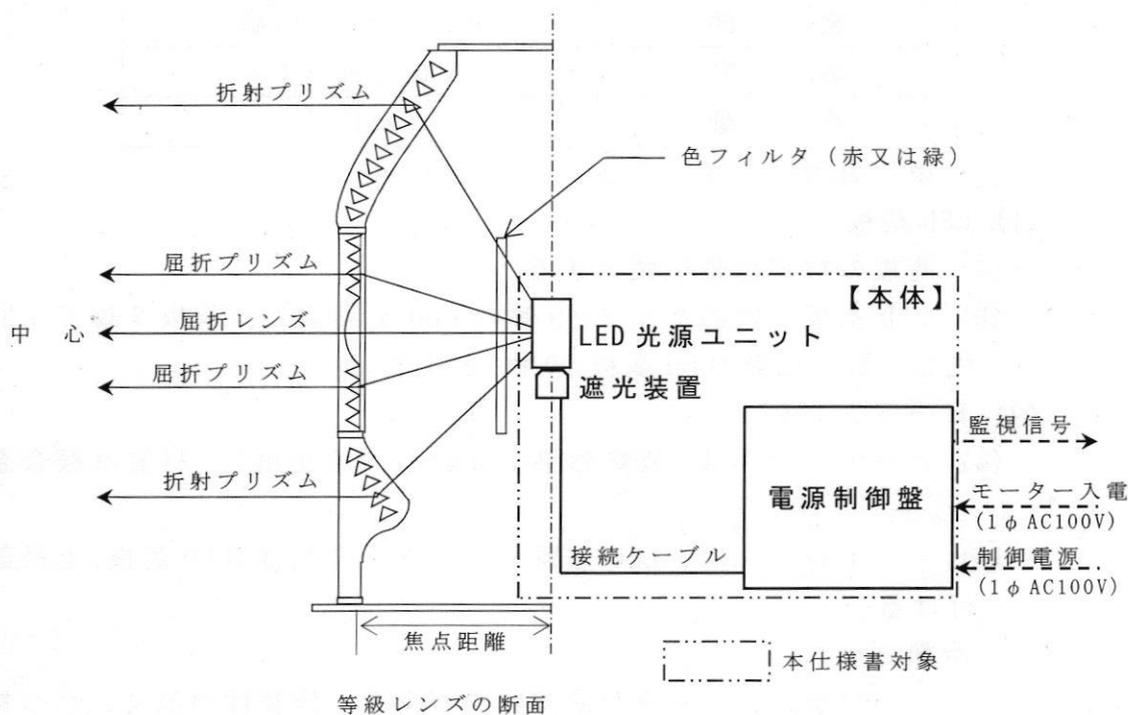


図 1

(1) LED 光源ユニット

LED 光源ユニットは、LED 基板、ヒートシンク、冷却ファン及び調整器具により構成する。

(2) 電源制御盤

電源制御盤は、筐体、電源ユニット、表示器及び制御ユニットにより構成する。

(3) 遮光装置

遮光装置は、消灯時の日中にレンズへ入射した太陽光が集光することで発生する LED 光源ユニット光源部の焼損保護及び障害発生等を防ぐものとする。

(4) 接続ケーブル(10m)

LED 光源ユニットと電源制御盤間の接続線は、専用ケーブルとする。

6 各部の構造

6.1 LED 光源ユニット

LED 光源ユニットの外形寸法（取付金具等突起部分は除く）及び質量は、表 3 の値のとおりとする。

表 3

頂部までの高さ	ベース下部より 550 mm 以下
灯火中心までの高さ	ベース下部より 360 mm
発 光 部	φ 26.5 mm × 25 mm
取 付 穴	φ 12 mm × 2
質 量	5 kg 以下

※ 公差は JIS による。

(1) LED 基板

(a) 基板の材質は銅板製とする。

(b) LED 基板 1 枚あたり 8~9 個の LED を実装し、基板 2 枚で 1 回路を形成し、計 5 回路(LED 基板 10 枚)とする。

(2) ヒートシンク

(a) ヒートシンクは、放熱効果が高いものを使用し、材質は銅合金製とする。

(b) ヒートシンクは、LED 光源ユニットの発光部(LED 基板)上段部に取り付ける。

(3) 冷却ファン

(a) 冷却ファンは、十分な冷却効果があり、静音性が高く、かつ期待寿命が一括交換を行う LED 光源ユニットと同等以上のものを使用する。

(b) 冷却ファンは、LED 光源ユニットの発光部(LED 基板)下段部に取り付け、下から上側へ送風する。

(4) 調整器具

(a) 発光部をレンズ焦点位置に合致させるための調整機構は、容易な操作でかつ特殊工具を必要としない構造とする。

(b) 調整器具は、鉛直方向及び水平方向を調整できる構造とする。

6.2 電源制御盤

(1) 筐体

(a) 筐体は、耐食性の優れた材料を使用し、前面扉開閉式の壁掛け構造で、取付座、防水グランド等を有すること。

また、筐体は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級」に

よる IPX2 以上の防水性能を有するものであること。

- (b) 接地用端子 (M5 ネジ、バネ座金、平座金) を設けること。
- (c) 筐体の外形寸法 (取付金具等突起部分は除く) 及び質量は次のとおりとすること。

前幅 : 700 mm 以下

高さ : 1000 mm 以下

奥行 : 300 mm 以下

質量 : 80 kg 以下

※ 公差は JIS による。

- (d) 外部電源線からのサージ対策として接続端には、JIS C 5381-1 クラス II ($I_{max}:8/20 \mu s$ 20kA) の性能を満足する避雷器を設けた構造とする。
- (e) 次の操作を行い得る配線用遮断器を設けた構造とする。

主電源 : 接/断

LED 光源ユニット : 接/断

(2) 電源ユニット

電源ユニットは、安定した電源を供給し LED 光源ユニットを点灯させるもので、直流送電機能を有するものとし、電源制御盤の盤内配置とする。

(3) 表示器

- (a) 表示器は、電源制御盤の盤内配置とし、制御ユニットの CPU が電気的影響を受けないよう対策を施し配置する。
- (b) モニタリングの表示方法は、タッチパネル式とする。
- (c) 次の表 4 の状態がわかる表示機能を設けた構造とする。

表 4 *

表示名称	状態
モーター入電	レンズ回転用モーターに電力が供給されている時に表示
LED 点灯	LED 光源ユニットが点灯している時に表示
不点灯	LED 光源ユニットの消費電力が一回路当たり 50%未満になった時に表示
冷却ファン故障	冷却ファンが異常停止した時に表示
点灯時間	LED 光源ユニットの点灯累積時間を表示
交換準備	LED 光源ユニットの点灯累積時間 20,000 時間以上を超過した時にユニット交換準備として表示
交換警報	LED 光源ユニットの点灯累積時間 25,000 時間到達時にユニット交換の警報として表示

(4) 制御ユニット

(a) 制御ユニットは、電源、冷却ファン、遮光装置、入出力などの一括制御が可能なシーケンサとし、電源制御盤の盤内配置とする。

(b) 上記「6.2 (3) 表示器 (c) 表 4」の状態表示ができるよう制御ユニットにプログラムを書き込むこと。

(5) ヒーター

低温環境を考慮し、サーモスタット機能を有する必要に応じ取り付けること。

7 必要条件

7.1 材料及び部品についての条件

本体各部及び構成品には市販製品を使用してもよい。

7.2 機械工作についての条件

電源制御盤の塗装色は、明るい灰みの黄色(マンセル 2.5Y8/2)を標準とするが、電源制御盤の筐体に市販製品を使用する場合は、塗装は不要とする。

7.3 LED 光源用ユニット

LED 光源用ユニットに使用する素子は、表面実装型[SMD LED](Surface Mount Device LED)とし、輝度及び寿命(期待寿命 40,000 時間以上(光度維持率 70%以上))を十分に考慮した上で、順電流で制御し、静電気及びサージ対策を施したものとする。

7.4 機能についての条件

(1) LED 光源ユニットの点消灯

レンズ回転用の駆動モーター電源回路の ON/OFF 信号(AC100V)を受け、夜間点灯及び昼間消灯を行う。

(2) 冷却ファン ON/OFF 制御

レンズ回転用の駆動モーター電源回路の ON/OFF 信号(AC100V)を受け、夜間回転及び昼間停止を行う。

(3) 冷却ファン故障

冷却ファンが異常又は故障により停止した時、LED 光源ユニットは強制消灯する。

(4) 操作制御機能

電源制御盤には次の操作を行い得る制御機能を有すること。

(a) 手動点灯

(b) 警報リセット

※ 表示器とは別に表示灯により警報表示をする場合に限る。

(5) 強制消灯

LED 光源ユニットの点灯累積時間が 25,000 時間に到達した時、強制消

灯する。

(6) 制御ユニット

(a) 制御ユニットは、常時電源 ON の状態とし、消灯時も常時監視及び待機状態とする。

(b) 制御ユニットのシーケンサエラー時には自動で再起動すること。

(7) 外部信号出力

(a) 制御ユニットと外部監視装置との間において、「6.2 (3) (c) 表 4」に示す項目の状態を無電圧接点信号により監視制御する機能を有したものとす。

(b) 外部監視装置からの入力により警報リセットができる制御機能を有したものとす。

7.5 その他の条件

各機能を構成するユニット等を複合する場合は、監督職員の承諾を得ること。

8 電氣的条件等

8.1 温湿度範囲

本装置は、次の環境で本仕様を満足すること。

(1) 周囲温度 $-20^{\circ}\text{C} \sim +55^{\circ}\text{C}$

(2) 相対湿度 0~90%以下

なお、上記周囲温度及び相対湿度の範囲において、本仕様を満足し、かつ安定に動作し、その他の動作機能に異常がないこと。

8.2 消費電力

本体に定格電圧を印加し、消灯時及び点灯時における装置全体の消費電力は以下のとおりであること。

・消灯時：100VA 以下

・点灯時：500VA 以下

8.3 絶縁抵抗

電源入力端子と筐体間を DC500V 絶縁抵抗計で測定し、 $10\text{M}\Omega$ 以上であること。

8.4 絶縁耐圧

電源入力端子と筐体間に AC1,000V を 1 分間印加し、装置全体に異常がないこと。

8.5 耐雑音特性

電源入力に次の雑音を注入した場合において、誤動作及び破損しないこと。

雑音電圧 交流 1,000V

雑音極性 + / -

注入モード	コモンモード／ノーマルモード
パルス幅	100ns
繰返し周波数	55Hz
雑音印加時間	10 分間

8.6 電源電圧許容範囲

電源電圧の変動±10%において本仕様書を満足すること。

9 検 査

航路標識等機器共通仕様書（交整仕 G-7）による。

なお、社内検査成績書については、完成検査の3日前までに提出することとし、検査項目は、当庁職員の指示する事項により行う。

交 整 仕 G - 7

平成15年4月制定

平成22年4月改正

平成25年3月改正

航路標識等機器共通仕様書

海 上 保 安 庁

交通部整備課

航路標識機器等共通仕様書（G-7）目次

1	概説	
1. 1	目的	1
1. 2	適用範囲	1
1. 3	名称	1
1. 4	関連要領	2
1. 5	規格の変更	2
2	設計指針	2
3	用語の定義	3
4	使用言語	4
5	提出書類	4
5. 1	製作製造承諾図面	5
5. 2	参考図面	5
5. 3	機器設置工事要領書	6
5. 4	無線局免許申請用書類	6
5. 5	端末機器適合認定等申請用書類	6
5. 6	社内試験成績書	7
5. 7	完成図書	7
5. 8	打合せ議事録	7
6	材料及び部品についての条件	8
6. 1	適用規格	8
6. 2	使用制限	8
6. 3	寸法公差	8
7	機構、配線についての条件	9
7. 1	耐震性	9
7. 2	安全性	9
7. 3	操作及び保守性	10
7. 4	意匠	10
7. 5	塗装	11

7. 6	銘板	12
8	検査	13
8. 1	検査の種類	13
8. 2	検査手続き	14
8. 3	検査の実施	14
8. 4	検査の場所	14
8. 5	検査の打切り	14
8. 6	再検査	14
8. 7	検査の設備等	15
9	その他	15
9. 1	納入物品価格内訳書	15
9. 2	疑義	15
9. 3	工業所有権等	15
9. 4	保証期間	15
9. 5	輸送	16
9. 6	納入	16
9. 7	サービス体制	16
9. 8	その他	16

参考資料

1 概説

1.1 目的

本仕様書は、海上保安庁において航路標識等に使用する機器の調達に際して各機器に共通して適用される事項及び規格等を規定する。

注釈：航路標識等に使用する機器とは、交通部整備課において仕様を制定する次の種類の電子・電気機器等をいう。

- 1 電波標識業務用機器
マイクロ波標識機器（レーダー・ビーコン）、ロラン機器、ディファレンシャル GPS 機器等
- 2 光波標識業務用機器
点灯制御装置、LED灯器、同期点滅制御装置等
- 3 情報提供業務用機器
気象観測機器（風向風速、気圧、波高）、通報機器、沿岸域情報提供システム用機器等
- 4 船舶通航業務用等機器
レーダー装置、レーダー処理・運用機器、情報処理・情報提供機器、国際 VHF 装置、テレビカメラ装置、信号装置等
- 5 通信機器
電波標識業務、光波標識業務、気象観測業務及び船舶気象通報業務の用に供するもの並びに7のものに限る。
- 6 電源機器
発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置、高圧受電盤、自然エネルギー等。
- 7 潮流観測業務用機器
潮流観測機器、潮流情報提供機器（通信機器を含む）

1.2 適用範囲

- (1) 本仕様書の適用は、個別仕様書（各機器の固有の事項を規定する仕様書をいう）

に明記する。

- (2) 本仕様書の内容と個別仕様書の記載内容とが相違するときは、個別仕様書を優先させる。
- (3) 本仕様書及び個別仕様書と関連法規等（電波法、電気通信事業法、電気事業法等をいう。）が競合する場合は関連法規等を優先する。

1. 3 名 称

本仕様書の名称を「航路標識等機器共通仕様書」（交整仕G-7）とする。

1. 4 関連要領

機器完成図書作成要領

1. 5 規格の変更

本仕様書に規定する規格（JIS、ISO、IEC、JEM、JEC、BTS、MIL、NDS等をいう。）が変更された場合においては当該規格に相当する新規格を適用し、また、廃止された場合においては適用する規格と同等以上の相当規格（社内規定を含む。）を適用する。

2 設計指針

機器は、別表2-1に示す事項を基本方針として設計すること。

機器の設計において基本方針とすべき事項

- 1 機器は、海上交通安全のために使用するものであり、誤動作や障害が人命の安全や財産の確保に支障を及ぼすことから、設計にあたっては高い信頼性の確保に十分配慮すること。
- 2 機器（運用卓、監視制御の親装置等は除く）は、離島や僻地の無人施設に設置され、長期間無保守の状態で運用し、定期保守や障害復旧要員の人数や作業時間が制限されるため、設計に際しては、これらのことを考慮し、機器取扱いを極力簡便にし、各部の点検、障害復旧作業が容易に行えるように、十分配慮すること。
また、作業中の職員に発生する事故は、設置場所の地理的環境上、人命に係わる事故に発展する危険性が高いので、機器取扱いや作業の安全性に十分配慮すること。
- 3 機器の運用、保守、障害復旧修理は当庁職員が実施するため、機器取扱いの慣熟や動作の理解を短時間で修得できるよう、回路構成、表示、操作器配置を系統化するなど、簡潔にすること。
- 4 機器は、長期間の使用に耐えること。万一障害となった場合でも、早急、確実に復旧修理が出来るように、汎用性のある材料、部品を使用し、修理材料、補修部品の補給に支障をきたさないこと。
- 5 機器は主に海岸地帯の施設に設置されるので、材料、部品の選択には、温度及び湿度の環境条件の他に塩害に対しても十分配慮すること。

3 用語の定義

本仕様書及び個別仕様書で使用する用語の意味は、別表3-1による。

用語の定義

- 1 「定格」とは機器の設計、製作、運用、保守にあたって基準とする規格をいう。
- 2 「保守点検」とは、機器が定格値を維持するように点検調整し、部品の交換を行う行為をいう。
- 3 「主電源」とは、機器に供給される電源であって、これを接断すると、サービスコンセント及び機内照明用電源以外すべて電源が接又は断となる電源をいう。
- 4 「内部前面」とは、扉がある機器であって、その扉を開けた状態で、直接視認及び操作が可能な機器の前部の面をいう。
- 5 「外部」とは、機器の構成品の外（そと）をいう。
- 6 「外形寸法」とは、機器を前面・側面及び上面から投影した、それぞれの最大寸法であって突出部を含まないものをいう。
- 7 「突出部」とは、機器のパネル面に設けたビス、表示灯、操作器、把手等小部品のパネル面から突出した部分をいう。
- 8 「表示灯」とは、光学的な点滅により、各々が単一の状態を表示するものをいう。
- 9 「表示器」とは、光学的又は機械的に機器の動作状態、各種のデータ等を表示する部品であって、表示灯以外の部品をいう。
- 10 「パネル構造」とは、機器の前面又は内部前面を構成するユニットの構造をいう。
- 11 「プラグイン構造」とは、他との接続を接栓で行うユニット構造であって筐体及びユニットにそれぞれ固定されている接栓により接続される着脱容易な構造をいう。なお、ユニット実装後パネル前面においてコネクタ接続するものも含む。
- 12 「異常（又は故障）」とは、機器が電氣的又は機能的に規定された条件を満足しない状態にあることをいう。
- 13 「重故障」とは、機器の異常であって、その状態が続くとさらに新たな異常を誘発する恐れのあるものをいう。
- 14 「軽故障」とは、機器の異常であるが、機器の異常の対策が講じてあり、即座に業務に支障を与えないものをいう。
- 15 「復帰（又はリセット）」とは、機器に異常が発生し、警報を発したとき、異常を検出する直前の状態に戻す操作又は動作をいう。
- 16 「マスク」とは、機器に複数の異常を検出する機能がある場合に設ける復帰の一種であって、機器にある異常が発生し、警報を発したとき、操作盤を操作することによって以後引き続く同一項目の異常に対しては、警報音を停止することをいう。

- 17 「試験」とは、機器を擬似的に動作させ、信号入出力動作、倫理動作等を確認する行為をいう。
- 18 「自動」とは、検出した信号によりその機器を制御することをいう。
- 19 「手動」とは、操作器により当該機器を制御することをいう。
- 20 「遠操」とは、直接制御される装置以外から制御を行う操作をいう。
- 21 「局操」とは、直接制御される装置の前面で制御を行う操作をいう。
- 22 「安定に動作する」とは、個別仕様書で規定する機能についての条件を満足しかつ異常検出機能のあるものについては、個別仕様書に規定した検出値を越えない状態で動作することをいう。
- 23 「温度上昇」とは、機器の部品の表面温度と機器から発する熱に影響されない点における温度の差をいう。
- 24 「光軸」とは、光学系を構成する屈折面、反射面の曲率中心を連ねる直線、または、光学系の光源、レンズ、絞りなどの中心を連ねる直線をいう。
- 25 「配光」とは、光源の空間に対する光度分布をいう。
- 26 「平均光度」とは、回転灯器、照射灯等の場合、鉛直角 0 度において灯器の水平角度を変化させ、測定した最高光度と最高光度の $1/10$ となる範囲の光度を平均した値をいい、LED 灯器等の場合、鉛直角 0 度において水平 360 度方向の各水平角度の光度を測定した値の平均値をいう。
- 27 「行うこと」とは、装置自身で自動的に行うことをいう。
- 28 「行い得ること」とは、人的操作等が介在してもよいことをいう。
- 29 「容易に可能なこと」とは、特別な知識技術を要さない操作で行えることをいう。
- 30 「可能なこと」とは、前 29 項または専門家による作業で行えることをいう。

4 使用言語

機器の設計、製作及び保守に関する打合せに使用する言語並びに本仕様書及び個別仕様書

に基づき契約を締結した相手方（以下「契約者」という。）が当庁へ提出する書類に使用する言語は、日本語とする。ただし、承諾図、完成図書、その他の書類の図面に記入するパネル名、部品名であって、当庁が承諾したものには英単語及び英数字を使用することができる。

5 提出書類

契約者が提出すべき書類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 製作製造承諾図面
- (2) 参考図面（機器回路図、部品員数表）
- (3) 機器設置工事要領書
- (4) 無線局免許申請用書類
- (5) 端末機器適合認定等申請用書類
- (6) 社内試験成績書（社内試験要領書）
- (7) 完成図書
- (8) 打合せ議事録
- (9) その他、9. 5項（輸送）の書類及び当庁が必要と認める書類

5. 1 製作製造承諾図面

製作製造に着手する前に、下記の図面等をA3判又はA4判で作製しA4判のファイルに下記の順序でまとめたものを提出し、監督職員の承諾を受けること。

なお、提出部数は、監督職員が指示する部数とし、提出は契約後3週間程度を目処とする。

- (1) 目次
- (2) システム動作概要説明書
- (3) 構成表（装置構成品、付属品、予備品の納入箇所別リスト）
- (4) 機器外観構造図（表示、彫刻文字等が明確に確認しうるもの。）
- (5) 機器銘板図（小銘板は、機器外観構造図で確認可能な場合は省略可能）
- (6) 機器系統図
内訳は、以下のとおりとする。（必要に応じ集約又は分割してもよい。）
 - イ. 総合系統図
 - ロ. 信号系統図（レベルダイヤを含む。）
 - ハ. 電源系統図
 - ニ. 外部機器接続系統図
- (7) ソフトウェアの構造及び機能説明
（表示画面イメージ、プリンタ出力イメージを含む）
- (8) 強度計算書（耐風、耐震等強度に関するもの）

- (9) 塗装色見本（卓表面の化粧板等を含む）
- (10) その他個別仕様書で指示する図書
なお、監督職員の承諾を得て(7)の表示画面、プリンタ出力表はイメージ図を提出し、詳細図を打ち合わせ後に提出（検査実施2週間前までを原則とする。）してよい。
(9) 塗装色見本は、機器毎でなく製造者(工場毎に管理が異なる場合は、工場毎)単位でその有効年月を表示のうえ提出してよい。

5. 2 参考図面

契約者は、5. 1項の承諾後すみやかに下記の図面等をA3判又はA4判で作成し、A4判のファイルにまとめて提出すること。なお、5. 1項の図面と同一ファイルにまとめて同時提出してもよいが、その場合は、図面の区別を明確にすること。提出部数は、5. 1項と同じとする。

- (1) 目次
- (2) 機器回路図
半導体部品は品名を、コイル・コンデンサ・抵抗は定格値を、部品番号とともに図面上に記載すること。
- (3) 部品員数表

5. 3 機器設置工事要領書

契約者は、5. 1項の承諾後すみやかに機器据付工事に必要な次の要領書・図面を提出すること。

なお、5. 1項の図面と同一ファイルにまとめて同時提出してもよいが、その場合は、図面の区別を明確にすること。提出部数は、5. 1項と同じとする。

- (1) 機器構成表（装置重量を含む。）
- (2) 設置要領（専用工具一覧表を含む。）
- (3) 外部機器接続図（端子板、推奨ケーブル線種を明記。）
- (4) 一般注意事項
- (5) その他、契約者が必要と認める書類

5. 4 無線局免許申請用書類

機器が電波法によって無線局の免許等の手続きを必要とする場合、契約者は同法「無線局免許手続規則」に規定する書類の一部を提出すること。提出書類は次の物とし、提出部数は5. 1項と同じとする。

- (1) 工事設計書
- (2) 送（受）信機系統図
- (3) 送（受）信機接続図

5. 5 端末機器適合認定等申請書類

電気通信事業法「端末機器の技術基準適合認定に関する規則」に基づく技術基準適合認定及び承認審査に必要な申請書類などを下記により提出すること。提出部数は5. 1項と同じとする。ただし、既に認定されている機器は除く。

- (1) 製造する機器又はその一部が「電気通信端末機器審査協会（JATE）」が行う技術基準適合認定の対象となっているものについて、契約者は当該端末器の適合認定等を受けること。
- (2) 製造する機器又はその一部が個別認定、又は、個別承認の審査対象となっているものについて、契約者は第一種電気通信事業者に対する適合審査の受験申請に必要な次の書類を提出すること。

- イ 申請書
- ロ 機器概要説明書
- ハ 技術基準適合性説明資料
- ニ 外観図
- ホ ブロック図
- ヘ 接続系統図
- ト 操作マニュアル
- チ その他申請に必要な書類

5. 6 社内試験成績書

(1) 試験要領書

契約者は、社内検査実施前に次の内容の書類を2部提出し監督職員の承諾を得ること。

- イ 検査方法及び測定回路図（計算により算出するデータの場合は、その算出式を含む。）
- ロ 使用測定器一覧表

(2) 試験成績書

契約者は、海上保安庁の検査実施前までに次の事項を記入した試験成績書を提出し、様式について監督（又は検査）職員の承諾を得ること。

- イ 試験項目（個別仕様書該当項目番号を含む。）
- ロ 試験データ（社内試験データ欄と当庁検査データ欄）
- ハ その他試験に関する添付資料、又は参考資料（完成図書にも編纂のこと）

- (3) 設計上定められた以外のジャンパー線を機器性能上必要とする場合は、そのリスト、基板毎の写真、発生理由書を提出し監督（又は検査）職員の承諾を得ること。（基板の写真は、完成図書にも編纂のこと）

5. 7 完成図書

契約者は、機器完成図書作成要領に基づく図書の原稿を（試験成績表除く。）立会検査実施日の原則として1週間前までに提出し、立会い検査終了後に完成された完成図書を提出すること。

5. 8 打合せ議事録

契約者は、当庁と打合せを行ったのち一週間以内に議事録を提出し、監督職員の承諾を得ること。

6 材料及び部品についての条件

6. 1 適用規格

- (1) 使用する部品は、原則として公の規格（JIS、ISO、IEC、JEM等）に規定されたものと同等以上のものを使用すること。なお、これによらないものは、社内規格によるものとし、監督職員の承認を受けること。

注釈：BTS：Broadcasting Technical Standard 放送技術規格／日本放送協会
発行所：日本放送出版協会 03-3456-7311（渋谷区宇田川町 41-1）
NDS：National Defence Standard 防衛庁規格／防衛庁技術研究本部
発行所：日本装備防衛工業会 03-3584-6755（港区赤坂 2-21-3）

- (2) 使用部品は、高信頼性、低故障率のものを使用すること。

高信頼性、低故障率のものとは、JIS規格の信頼性保証水準が一般水準以上、故障率水準1.0%/1,000時間以上をいう。

注釈：信頼性保証水準に関するJIS
JIS C 5700、5101、5130、5140、5111、6439、5201、5720、6406、6401

- (3) 表示兼用の操作器と監視専用の表示灯に使用する、バリヤ、フランジ等の色分けは、次により区別すること。

表示兼用の操作器：白色又は灰色

監視専用の表示灯：黒色

- (4) 主電源接断操作器には、JIS C 8370 による過電流引外しを行い得る配線用遮断機を用いること。ただし、卓上型はこの限りでない。

6. 2 使用制限

- (1) 電子管は、原則としてマグネトロンを除き、使用してはならない。
- (2) 表示ランプ類は、原則としてLEDを使用すること。

6. 3 寸法公差

寸法公差は、原則としてJIS B 0405「個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」の普通公差に規定する公差等級C：粗級によること。

7 機構、配線についての条件

7. 1 耐震性

- (1) 運用状態において、「官庁施設の総合耐震計画基準（平成8年10月24日 建設省営計発第100号）」で示される地震力に対し、構造的破壊及び機能を停止してはならない。

地震力の算定は、「官庁施設の総合耐震計画基準 解説」の「4.4. 建築設備の耐震安全性確保」によることとし、耐震安全性の目標は「甲類」を原則とする。

ただし、監督職員と協議のうえ「乙種」を適用することができる。

なお、耐震性の確認は強度計算書による。

注釈：1. 耐震安全性の目標

「甲類」大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。

「乙類」大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

2. 参考として、兵庫県南部地震で観測された地表最大加速度は818gal（神戸海洋気象台）である。

- (2) 輸送中又は設置時に通常起こり得る取扱を繰り返しても破損を起こさないこと。

(3) 補足事項

イ 対象となる機器が常に連架構成で設置されるものについては、連架状態での強度を対象とする。

ロ 個別仕様書で、風速条件等のある屋外据え付け部は、個別仕様書の規定とする。

ハ ベアスタイル運用卓等のディスプレイ装置等で補強固定を講ずる必要のある場合は、その旨を工事要領書に記載すること。

7. 2 安全性

- (1) 筐体・機構等の切断・切断面は、面取り加工を施したものであること。
- (2) 引き出し構造のパネルにはストッパーを設けること。
- (3) 重量が10kgをこえる引き出し構造のパネルには、レールを設けること。ただし、卓上型の機器はこの限りでない。

- (4) 300Vを越える電圧を扱う部分には、保護板を設け、危険表示を行うこと。
- (5) 機器は、高熱、悪臭、有害物質・ガス等が発生しないようにすること。また、雷、地震等による二次被害をできるだけなくすようにすること。
- (6) 機器から放射される10kHzから300GHzまでの周波数の電磁界強度の規格値は、電波防護標準規格(RCR STD-38)と補助規格を適用する。

7. 3 操作及び保守性

- (1) 保守点検は、原則として、筐体前面及び背面のいずれか、又は両方から実施可能な構造とすること。
- (2) 開き扉には、一定角度以上開くことがないようなストッパーを設けること。
- (3) 保守点検時取りはずしを行うネジは、脱落防止構造とすること。
- (4) 取付け加工穴が円形の操作器等は、回転防止の処置を施すこと。
- (5) ビス止め部品の取り付けは、良質のスプリングワッシャを用いてゆるみ止めを施すこと。
なお、必要のある場合はダブルナット締め、硬化塗料等によるゆるみ止めを施すこと。
- (6) ヒューズの取り付け位置は、前面又は内部前面の点検及び交換しやすい場所とすること。
- (7) 機器の機内配線は、保守点検を容易にするため、系統的に色分け等すること。
- (8) 機器を構成する各部、ユニット、部品等の配置は、保守・点検・調整を容易に行い得るよう考慮すること。
- (9) 部品、ユニット等には、本体及び取付位置付近の見やすい位置に5. 2項の機器回路図に対応した部品番号、名称(略称も可)を表示すること。ただし、基板に直接取り付けられた部品及び部品本体上に表示を行うことが困難なものは、部品の取り付けが交錯しているか、又は部品が非常に小さいために部品番号等の表示が困難である場合は、立体配線図又は写真でこれに代えることができる。
また、監督職員の承認を受けてその一部を省略することができる。
- (10) 半固定調整器を用いる場合は、調整位置付近に調整事項を表示すること。
- (11) 調整点検用の端子、コネクタ等には、取り付け位置付近に入出力の区別並びに所要信号内容を表示すること。
- (12) コネクタ等、取り外し可能な接続部には、相互に接続が確認できるような表示を施すこと。
- (13) 主電源用操作器には、誤って接又は断とすることのないように保護を施すこと。

7. 4 意匠

- (1) パネル表面の文字は、原則として、彫刻によるものとし、黒色ペイントを充填す

ること。なお、使用する書体は、丸ゴシックとする。

- (2) 機器及び機器に含まれる指示計器、操作器、端子等を銘板により指示してよい。

7. 5 塗装

- (1) 塗装は、前処理を十分行ったウレタン樹脂塗装による2回塗り焼付半つや仕上げとする。

- (2) 塗装色は、個別仕様書で指定する。ただし、汎用市販品は、その製品色でよい。なお、参考値として各機器のマンセル値を次に示す。

架構造の機器：マンセル 10Y5/0.2 (グレー)

2.5Y8/2 (アイボリー)

空中線 : マンセル N9.5 (白) つやあり

操作表示卓 : マンセル 10Y5/0.2 (グレー)

5GY4/0.5 (オリーブグリーン)

5GY7.5/0.5 (ライトグレー)

2.5Y8/2 (アイボリー)

チャンネルベース : マンセル N1.5 (黒) 半つや

光波標識機器：マンセル 7.5R4/14 (赤)

5G4/8 (緑)

N1.0 (黒)

2.5Y8/16 (黄)

N9.5 (白)

7.5BG6/1.5 (灰青緑)

7. 6 銘板

次の3種類とし、本仕様書によるほかJIS Z 8304により製作すること。

注釈：JIS Z 8304「銘板の設計基準」により作成する内容は、記載要領（書き方、漢字・仮名・数字の種類等）、書体（丸ゴシック体）をいう。

(1) 主銘板

主銘板は装置を明示する銘板で、装置毎に付する。（機器の概要を表示）
文字等の加工はエッチング加工とし、材質及び記載事項は次による。

- イ 材質 黄銅板 (C2801P) 又はステンレス鋼板 (SUS304)
- ロ 記載事項

① 装 置 名 (型式)	
② 仕様書番号	
③ 主要定格	電波の型式 周波数 送信出力 所要電源 DC-24V
④ 製造番号	○○○○
⑤ 製造年月	平成 15 年 4 月 (2003.4)
⑥ 製造者名	○○○○
	⑧ 刻印座
⑦ 海 上 保 安 庁	

1. ①⑦は中心より振り分け他文字より大きく
2. ③の記入例を次に示す。
所要電源の記入

AC : 相、電圧、周波数

1 φ AC100V50Hz

DC : DC、極性、電圧

3. ⑤は元号とし、西暦を括弧書きで併記
4. ⑧刻印座は直径 13mm

(2) 副銘板

副銘板は機器の本体以外の構成品に付する。

文字等の加工、材質については主銘板と同じとする。

イ 材質 黄銅板 (C2801P) 又はステンレス鋼板 (SUS304)

当庁の承諾を得た汎用カタログ品の銘板については、シール等の材料を使用することができる。

ロ 記載事項

① 装 置 名 (型式)
② 構成品名
③ 製造番号 ○○○○
④ 海 上 保 安 庁

1. ①、②、④は中心振り分け他文字より大きく
2. ③の文字は①、②、④の文字より小さく

(3) 小銘板

機器の本体及びその他の構成品の各部に付する (7. 4項 (2) を含む)。

文字等の加工はエッチング加工又は彫刻加工とする。

運用卓類の運用者用表示部・操作部の銘板は、原則として取り付けない。また、当庁の承諾を得た汎用カタログ品の銘板については、シール等の材料を使用することができる。

8 検 査

8. 1 検査の種類

検査の種類は、監督職員の行う中間検査及び部品検査、検査職員の行う完成検査並

びに受領検査とする。

(1) 中間検査

中間検査は、監督職員が物品の製作過程において原材料の配合、組立て手順等製造条件を調査する必要があると認めた場合に実施する。

(2) 部品検査

部品検査は、監督職員が完成時における検査が不可能又は著しく困難であるため、その製作過程において半製品、部品等の品質特性を検査する必要があると認めた場合に実施する。

(3) 完成検査

完成検査は、物品の製造終了後に実施する。また、塗装検査、耐力検査（耐振動、耐風速など）など納入物品を使用して検査することが著しく困難又は適切であると検査職員が認めた場合には、あらかじめ提出された試験片、書類（強度計算書等）等による審査により実施する。

(4) 受領検査

受領検査は、完成検査に合格した物品を納入場所に納入する際、納入数量及び輸送による異常の有無について実施する。

8. 2 検査手続き

契約者は、検査を受けようとする場合、検査工程表及び検査項目表を監督職員又は検査職員（以下「検査職員等」という。）に提出し、承諾を受けたのち検査申請書を提出すること。

8. 3 検査の実施

(1) 検査は、個別仕様書等により定める事項を、検査職員等の指示する方法により実施する。ただし、個別仕様書等に記載されていない事項であっても機器の特性確認のための測定を実施することがある。

(2) 検査は、納入台数の全数を原則とするが、当該年度における調達数が3式以上の機器（同一業者とする）は特別仕様書（納入内訳書等）で検査台数、検査項目を指定する。

(3) 温湿度試験サイクルは、別図1を標準とする。

(4) 付属品及び予備品の検査は、必要な試験装置又は当該機器を使用して行う。

8. 4 検査の場所

検査は、契約者が準備した国内の場所であって、検査職員等が指定したところで行う。ただし、特殊な検査項目等で個別仕様書において特に指定した場合は、この限りでない。

8. 5 検査の打切り

検査中に仕様を満足しないことが判明した場合は、当該単体の検査を打切り不合格とする。

8. 6 再検査

- (1) 契約者は、不合格となった物品について再検査を受けようとする場合、不合格となったデータの発生原因、処置内容、処置結果等を書面でもって検査職員等に報告し、承認を受けたのち再検査申請書を提出すること。
- (2) 再検査は、前8. 2項に準じて実施する。

8. 7 検査の設備等

- (1) 検査に必要な設備、測定器類、要員等はすべて契約者の負担とする。
- (2) 主電源、各種信号源、その他試験用動力源は、仕様書の指定範囲の出力が十分に得られるものであって、使用中に他の影響を受けることのない安定した設備であること。
- (3) 測定器類の較正及び管理は、JIS C 5700 による信頼性保証プログラムに準じたものであること。
- (4) 測定器は、試験機能及び試験範囲が明確であり、かつ、試験結果が適切な表示により確認できるものであること。
- (5) 検査に仕様するケーブル類は、規格が明確なものであってコネクタクリップ等により端末処理の施されたものであること。
- (6) 測定回路を構成する機器等の測定系は、外来雑音等の影響を受けないものであること。
- (7) 検査が安全に行い得る設備であること。

9 その他

9. 1 納入物品価格内訳書

契約者は、契約後速やかに当庁係官が指示する部数の「納入物品価格内訳書」を提出すること。

9. 2 疑義

仕様書の内容、用語又は仕様書に明記されていない事項について疑義を生じたときは、監督職員と協議し措置する。承諾を受けないで一方的な変更又は解釈は許されない。

9. 3 工業所有権等

特に規定するもののほか、機器に使用されるすべての工業所有権及び著作権については、当庁は責任を負わない。ただし、製造の過程で新たに発生した工業所有権は、当庁との共有とする。

9. 4 保証期間

- (1) 特に規定するもののほか、当該機器について当庁に所有権が移った後1年間を保証期間とし、この間に生じた故障でその原因が明らかに当庁にあると認められる場合を除き、契約者はこれを無償で修理すること。
- (2) 機器に使用する部品等において、その特性上1年間安定して動作することを保証することができない部品等をやむを得ず使用する場合は、この部分等の使用について監督職員の承諾を得るものとし、当該部品の保証期間は、別に定めるものとする。

9. 5 輸送

- (1) 契約者は、輸送中に機器の性能を損なうことがないように十分配慮するとともに、機器の輸送計画書を監督職員に提出すること（監督職員が必要と認める場合に限る。）。

注釈：監督職員が必要と認める場合とは、海外から輸送する場合、離島へ運搬据え付ける装置、長期間（数ヶ月から1年半）保管する装置の場合など（運搬中の振動及び波しぶき、保管中の高温高湿等、外囲環境が厳しい場合）をいう。

- (2) 機器を分割、又は部品等を取りはずして輸送するときは、その程度を最小限にとどめるものとする。
- (3) 前項により輸送する場合は、事前に復元方法の詳細を示した復元書を監督職員に提出し承認を得ること。なお、特に指示する場合は、引渡場所において同所の責任者（当該機器の納入確認職員、当該工事の監督職員及び監督補助員）立合いのもとに契約者の責任により機器の復元を行うものとする。
- (4) 輸送により生じた機器の障害は、契約者の責任によりこれを修復するものとする。

9. 6 納入

- (1) 2以上の梱包をもって納入する場合、又は付属品等を同一梱包に収納して納入する場合は、梱包毎にその内容を明らかにした内訳書を添付すること。
- (2) 納入するときは、納入場所の担当官が指定する場所へ納めること。

9. 7 サービス体制

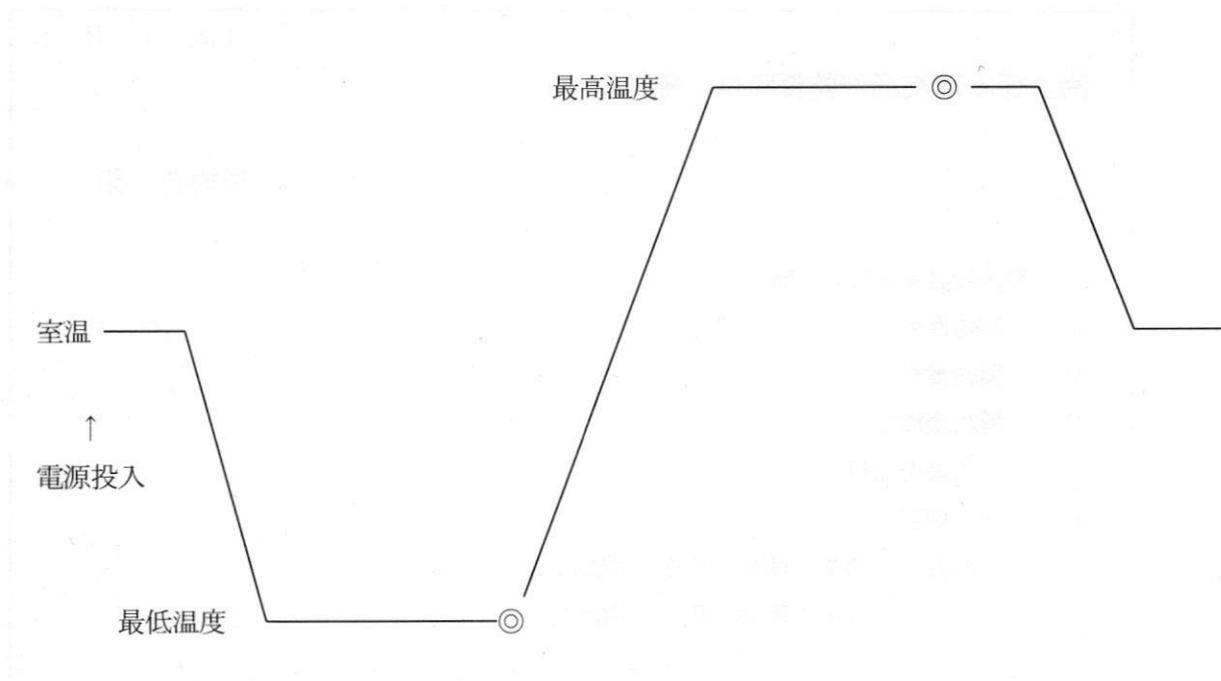
契約者は、機器のあらゆる障害について修復し得る能力を有する者を日本国内に常駐させるものとし、当庁から要請のあった場合は、すみやかに指定する場所に派遣し得る体制を確立しておくこと。

また、契約者は、機器運用中における部品、ユニット等の供給、機器障害発生時における応急機器の手配、工場修理等を実施し得る体制を確立しておくこと。

9. 8 その他

製造する機器の部品、ユニット等の供給及び製造中止等の情報管理については契約者において責任をもって行うものとし、情報等は入手後すみやかに当庁に報告し対応を協議すること。

温湿度試験サイクル



◎・・・データ取得時点

安定 期間 0.5H 以上	温度 下降	放置期間 1.5H	除湿 温度上昇	加湿	放置 期間 1.5H	除湿	温度 下降
------------------------	----------	-----------	------------	----	------------------	----	----------

温湿度条件は個別仕様書において規定する。

1 製作設計承諾図の提出書式（A4）及び承諾印

1) 契約者提出書式（例）

	平成 年 月 日
海上保安庁交通部監督職員 殿	
	契約者 印
製作設計承諾願い図面	
1. 契約件名	
2. 契約番号	
3. 契約金額	
内訳書を添付	
4. 納入期限	
5. 担当者	営業：所属 氏名 電話番号
	技術：所属 氏名 電話番号

2) 承諾印

承 諾 す る	
(承諾番号 号)	
ただし、朱書のとおり訂正するものとする。	
平成 年 月 日	
海上保安庁交通部整備課	
海上保安官	
氏名	印

2 銘板参考図

主銘板

海上交通通信装置 (TDS-1)	
仕様書番号	T-1
主要定格	電波の型式 F3E
	周波数 156.5 MHz 153.0 MHz
	155.5 MHz *1 MHz
出力	10W
通信卓数	5 卓 (最大10卓) *2
所要電源	1φ AC 100 V 50 Hz *3
製造番号	 径 13mm
製造年月	平成 15 年 4 月 (2003.4)
製造者名	株式会社 大洋航法技研
	海上保安庁



注1 材質 黄銅板又はステンレス板 t=0.5

注2 凸式エッチング銘板

文字、輪郭、刻印座は浮き出しニッケルメッキその他黒色艶消し塗料焼付け

注3 書体

漢字は常用漢字、数字はアラビア数字、丸ゴシック体 (和文はレイ書体可)

注4 品名及び“海上保安庁”の文字は中心振り分け

*1 刻印でよい。(同名装置で数字、記号に異なることがある場合)

*2 接続装置数、監視・制御項目数などが仕様書で最大〇〇場合

例. 監視項目数 60項目 (最大120項目)

監視局数 2局 (最大5極)

*3 ACの場合は、相・電圧・周波数

電圧周波数供用の場合は、1φ AC100/200V、50/60Hz

DCの場合は、DC・極性・電圧 (DC-24V、DC+24V)

電波標識監視制御局 (BDY-1)

仕様書番号 B-1

主要定格	監視局数	3局 (最大7局)
	制御項目数	24項目 (最大48項目)
	監視項目数	60項目 (最大120項目)
	監視量数	5量 (最大6量)
	所要電源	DC-24V
	製造番号	1224

製造年月 平成 15年 4月 (2003.4)
製造者名 株式会社 航海無線

径 13mm

検収刻印座

海上保安庁

電源の記入例

正しい例

1φ AC200V 60Hz

DC-24V

DC+24V

誤った例

AC200V

DC24V (+側接地)

DC24V (-側接地)

物品の仕様に関する資料並びに部数

1 提出資料

別表（海上保安庁航路標識機器技術調査項目）に掲げる提出資料

2 提出部数 1部

3 提出期限

令和6年6月18日 17時00分

（郵送の場合は、証明書等の受領期限までに必着のこと）

4 その他

提出にあたっては、別紙表紙に必要事項を記入のうえ添付すること。

5 免除願い

免除願いは、すでに適格者としての証明を得た経歴を有する者又は当該機器を過去3年の間に当庁に納入した経歴を有する者であって、当該者の技術的な変動がないと認められる場合は、当該技術審査を免除することができる。

免除願いの根拠を示す調達物品（契約物品）及び日付は、調達件名及び開札日とする。

また、ISO9001 取得者にあつては、認証証明書の写しの提出をもって品質管理管理体制の項目を省略することができる。

令和 年 月 日
(提出年月日)

海上保安庁交通部整備課長 殿

競争参加者の

住所

氏名

印 (またはサイン)

海上保安庁航路標識機器等技術調査願

1 調達物品名 (入札公告等に明示された契約件名)

2 提出資料 (調査項目の番号及び項目名)

(1) 品質管理体制

(2) 製造工程及び工程管理

3 連絡員の氏名及び電話番号

海上保安庁航路標識機器技術調査項目

	調査項目	調査内容	提出資料	備考
1	品質管理体制	調達予定機器又はこれと同種機器に使用する部品の受入検査並びに機器製造過程における品質管理の方法及びその社内組織等をもとに品質管理体制の良否を調査する。	部品の受入検査、機器製造過程の品質管理の方法及びそのための社内組織並びに設備名等	
2	製造工程及び工程	調達予定機器の製作にかかる工程表をもとに製造工程及び工程管理の体制の良否を調査する。	機器構成区分毎の製造工程表及び一般的な製造工程管理体制ならびに当該機器に対する工程管理体制	